

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条関係）	17
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	20
○ 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）	24
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第五条関係）	25
○ 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）（第六条関係）	38
○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第七条関係）	41
○ 緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）（第八条関係）	44
○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（第九条関係）	45

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（省 略）</p> <p>第五章 通関</p> <p>第一節（省 略）</p> <p>第二節 輸出申告の特例（第五十九条の五―第五十九条の十七）</p> <p>第三節～第七節（省 略）</p> <p>第五章の二～第九章（省 略）</p> <p>附則</p> <p>（特例輸入者の承認の申請の手続等）</p> <p>第四条の五 法第七条の二第五項（申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 法第七条の五第一号イからリまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実</p> <p>三（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七條の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4及び5（省 略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 同上</p> <p>第五章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 輸出申告の特例（第五十九条の五―第五十九条の十二）</p> <p>第三節～第七節 同上</p> <p>第五章の二～第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（特例輸入者の承認の申請の手続等）</p> <p>第四条の五 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 法第七条の五第一号イからへまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実</p> <p>三 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 同上</p>

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 (省 略)

2 法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 三 (省 略)

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書(許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益(第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。)の適用がある場合に限る。)

五 第六十一条第一項第二号イに規定する締約国原産地証明書(許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。)

六 第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書(許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。)

七 九 (省 略)

三 七 (省 略)

(特定輸出申告の申告事項等)

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 同上

2 同上

一 三 同上

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書(許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益(第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。)の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。)の総額が十万円以下の場合及び許可済特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。)

五 第六十一条第一項第二号イに規定する締約国原産地証明書(許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が許可済特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものである場合及び許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

六 第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書(許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

七 九 同上

三 七 同上

(特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項等)

第五十九条の五 法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸出申告（同項第一号に規定する特定輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定の適用を受けないことを希望する旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。）であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」とする。

2 前項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項第二号に規定する特定委託輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「及び次の各号」とあるのは、「当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者及び次の各号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項第三号に規定する特定製造貨物輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「及び次の各号」とあるのは、「当該貨物を製造した者、当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者及び次の各号」と読み替えるものとする。

4 前二項の輸出申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第五十九条の五 法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸出申告（同項に規定する特定輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定の適用を受けないことを希望する旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。）であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」とする。

2 前項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告（同項に規定する特定委託輸出者に係るものに限る。）に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「及び次の各号」とあるのは、「当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者及び次の各号」と読み替えるものとする。

3 前項の輸出申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

(貨物確認書の記載事項)

第五十九条の七 法第六十七条の三第四項（輸出申告の特例）に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定製造貨物（法第六十七条の十三第三項第二号イ（製造者の認定）に規定する特定製造貨物をいう。以下この条において同じ。）の記号、番号、品名及び数量
- 二 特定製造貨物に係る法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）の規定による証明の要否
- 三 認定製造者（法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称
- 四 特定製造貨物輸出者（法第六十七条の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第五十九条の十四第一項第二号及び第四項において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称
- 五 特定製造貨物が置かれている場所から当該特定製造貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 六 その他財務省令で定める事項

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の八 法第六十七条の三第五項（輸出申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 (省 略)
- 三 法第六十七条の四第一号イからチまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の七 法第六十七条の三第四項（輸出申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第六十七条の三第一項の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 同上
- 三 法第六十七条の四第一号イからホまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実

四 (省 略)

2 (省 略)

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七條の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 (省 略)

5 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けた者（以下「特定輸出者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（帳簿の記載事項等）

第五十九條の九 (省 略)

2～6 (省 略)

（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）

第五十九條の十 第四條の十三の規定は、法第六十七條の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出について準用する。この場合において、第四條の十三第一号中「特例輸入者」とあるのは「特定輸出者」と、同條第二号中「第七條の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）」と、同條第三号中「第七條の二第一項」とあるのは「第六十七條の三第一項第一号」と読み替えるものとする。

（承認の取消しの手続）

四 同上

2 同上

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

4 同上

5 法第六十七條の三第一項の承認を受けた者（以下「特定輸出者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（帳簿の記載事項等）

第五十九條の八 同上

2～6 同上

（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）

第五十九條の九 第四條の十三の規定は、法第六十七條の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出について準用する。この場合において、第四條の十三第一号中「特例輸入者」とあるのは「特定輸出者」と、同條第二号中「第七條の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）」と、同條第三号中「第七條の二第一項」とあるのは「第六十七條の三第一項」と読み替えるものとする。

（承認の取消しの手続）

第五十九条の十一 第四条の十四の規定は、法第六十七条の九（承認の取消し）の規定により法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を取り消した場合について準用する。

（技術的読替え等）

第五十九条の十二 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中「（許可の要件）」とあるのは「（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号（承認の要件）」とあるのは「第六十七条の四各号（承認の要件）のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の八第一項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第二項又は第二項の規定は、法第六十七条の十において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵

第五十九条の十 第四条の十四の規定は、法第六十七条の九（承認の取消し）の規定により法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の承認を取り消した場合について準用する。

（技術的読替え等）

第五十九条の十一 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中「（許可の要件）」とあるのは「（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号（承認の要件）」とあるのは「第六十七条の四各号（承認の要件）のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の八第一項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第二項又は第二項の規定は、法第六十七条の十において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を

置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

(特定輸出貨物の廃棄の届出等)

第五十九条の十三 (省 略)

(認定製造者の認定の申請の手続等)

第五十九条の十四 法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 特定製造貨物輸出者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第六十七条の十三第三項第二号ハの規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、第一項第二号の特定製造貨物輸出者について準用

とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

(特定輸出貨物の廃棄の届出等)

第五十九条の十二 同 上



する。

5 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき認定をしたときはその旨を、認定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

6 認定製造者は、その認定に係る第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手続）

第五十九条の十五 法第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする認定製造者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた旨
- 三 法第六十七条の十三第一項の認定を受けた年月日
- 四 その他財務省令で定める事項

（認定の取消しの手続）

第五十九条の十六 税関長は、法第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定により法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

（技術的読替え等）

第五十九条の十七 法第六十七条の十八の規定において認定製造者について法第四十八条の二第二項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定
第四十八条の二第二項	の当該許可 保税蔵置場の許可	の当該認定 第六十七条の十三第一項の認定
第四十八条の二第三項及び第五項	税関長	当該認定をした税関長
第四十八条の二第四項	（当該保税蔵置場の税関長 により当該保税蔵置場の	（当該認定製造者に係る第六十七条の十三第三項第二号イ及びロに規定する 同条第一項の認定をした税関長 により当該認定製造者に係る同号イ及びロに規定する

2

	第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第六十七条の十六第一項第一号又は第三号（認定の失効）
当該許可	第六十七条の十三第一項の認定	

第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十八において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の十三第一項の認定を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場の」とあるのは「法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者に係る同条第三項第二号イ及びロに規定する」と読み替えるものとする。

第三節 提出書類及び検査手続

（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）

第六十一条 法第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは

第三節 同上

（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）

第六十一条 同上

売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益（次号の便益を除く。）を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。）の総額が二十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。）

二 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の三第一項（第五十条の二において準用する場合を含む。）又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。）においてその発行の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4 及び 5 (省 略)

6 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示の日）において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。

7 及び 8 (省 略)

一 法第六十八条第二項の便益（次号の便益を除く。）を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。）の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。）

二 同上

2 同上

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の三第一項（第五十条の二において準用する場合を含む。）又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。）においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4 及び 5 同上

6 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第三項の規定による通知の日を含む。）において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。

7 及び 8 同上

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の二 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

4 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸出申告の年月日 (疑義貨物が法第七十六条第一項 (郵便物の輸出入の簡易手続) に規定する郵便物である場合) であつては、同条第三項の規定による提示がされた年月日)

二 六 (省 略)

5 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日 (疑義貨物が法第七十六条第一項 (郵便物の輸出入の簡易手続) に規定する郵便物である場合) であつては、同条第三項の規定による提示がされた年月日)

二 七 (省 略)

5 及び 6 (省 略)

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条 (外国貨物の積戻し) に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の二 同上

2 及び 3 同上

4 同上

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸出申告の年月日 (疑義貨物が郵便物の場合) であつては、法第七十六条第三項 (郵便物の輸出入の簡易手続) の規定による通知がされた年月日)

二 六 同上

5 同上

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 同上

2 及び 3 同上

4 同上

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日 (疑義貨物が郵便物の場合) であつては、法第七十六条第三項 (郵便物の輸出入の簡易手続) の規定による通知がされた年月日)

二 七 同上

5 及び 6 同上

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条 (外国貨物の積戻し) に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項

第五十九条の四第一項（第三号を除く。）及び第二項、第六十条第一項及び第三項並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第二項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税

第六十条第一項及び第三項並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 同 上

一 同 上

イ 法第七条の二第二項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税

地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)、法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)、法第四十八条の二(許可の承継)(法第七条の十三、第五十五条(法第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十二条の十及び第六十七条の十八において準用する場合を含む。)、法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の規定、法第五十四条(承認の取消し等)(法第六十二条において準用する場合を含む。)、法第五十六条(保税工場の許可)、第六十一条の二第一項(指定保税工場の簡易手続)及び第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定、法第六十二条の二(保税展示場の許可)の規定、法第六十二条の八(総合保税地域の許可)及び第六十二条の十四(許可の取消し等)の規定、法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)(同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)、第六十三条の三第二項(承認の手続等)、第六十三条の六(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)、第六十三条の七第二項(承認の失効)及び第六十三条の八第一項(承認の取消し)の規定、法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)(承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)、第六十七条の七(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)及び第六十七条の九(

地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)、法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)、法第四十八条の二(許可の承継)(法第七条の十三、第五十五条(法第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五及び第六十七条の十において準用する場合を含む。)、法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の規定、法第五十四条(承認の取消し等)(法第六十二条において準用する場合を含む。)、法第五十六条(保税工場の許可)、第六十一条の二第一項(指定保税工場の簡易手続)及び第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定、法第六十二条の二(保税展示場の許可)の規定、法第六十二条の八(総合保税地域の許可)及び第六十二条の十四(許可の取消し等)の規定、法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)、第六十三条の三第二項(承認の手続等)、第六十三条の六(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)、第六十三条の七第二項(承認の失効)及び第六十三条の八第一項(承認の取消し)の規定、法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)(承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)、第六十七条の七(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)及び第六十七条の九(承認の取消し)の規定、法第六十九条の四(第四項を除く。)(輸出してはならない貨物に係る申立て手続

承認の取消し)の規定、第六十七条の十三第一項(製造者の認定)、第六十七条の十五(認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出)及び第六十七条の十七第一項(認定の取消し)の規定、第六十九条の四(第四項を除く。)(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)、第六十九条の五(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)、第六十九条の十三(第四項を除く。)(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)及び第六十九条の十四(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項(通関業者の認定)、第七十九条の三第二項(認定の失効)並びに第七十九条の四第一項(認定の取消し)の規定

ロ (省 略)

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章(法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。)、法第五章(運送)(法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項及び第六十三条の八第一項を除く。)及び法第六章(通関)(法第六十七条の三第一項、第六十七条の七、第六十七条の九、第六十七条の十三第一項、第六十七条の十五、第六十七条の十七第一項、第六十九条の四(第四項を除く。)、第六十九条の五、第六十九条の十三(第四項を除く。))及び第六十九条の十四を除く。)の規定

ロ及びハ (省 略)

2 5 (省 略)

等)、第六十九条の五(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)、第六十九条の十三(第四項を除く。)(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)及び第六十九条の十四(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項(通関業者の認定)、第七十九条の三第二項(認定の失効)並びに第七十九条の四第一項(認定の取消し)の規定

ロ 同上

二 同上

イ 法第二章(法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。)、法第五章(運送)(法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項及び第六十三条の八第一項を除く。)及び法第六章(通関)(法第六十七条の三第一項、第六十七条の七、第六十七条の九、第六十九条の四(第四項を除く。)、第六十九条の五、第六十九条の十三(第四項を除く。))及び第六十九条の十四を除く。)の規定

ロ及びハ 同上

2 5 同上



別表第一（第一条関係）

都 道 府 県	(省略)	熊 本	福 岡	大 分	(省略)
港 名	(省略)	熊 本	中 津	(省略)	(省略)

別表第一（第一条関係）

都 道 府 県	同 上	熊 本	同 上	宮 城	同 上
港 名	同 上	熊 本	同 上	氣 仙 沼	同 上

○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用することを適当としない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。</p> <p>三 （省 略）</p> <p>（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）</p> <p>第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一 三 （省 略）</p> <p>四 法の別表第二二〇七・一〇号の一の（一）に掲げるエチルアルコール</p> <p>五 （省 略）</p> <p>六 （省 略）</p>	<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。</p> <p>三 同 上</p> <p>（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）</p> <p>第五十七条 同 上</p> <p>一 三 同 上</p> <p>四 同 上</p> <p>五 同 上</p>

- 七| (省 略)
- 八| (省 略)
- 九| (省 略)
- 十| (省 略)
- 十一| (省 略)
- 十二| (省 略)

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

- 一及び二 (省 略)
- 三 当該貨物（前条第七号から第十号までに掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間
- 2 前項の書面を提出する場合において、当該貨物が前条第七号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるときはその旨を記載した農林水産大臣の証明書を当該書面に添付しなければならない。
- 3 (省 略)

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸

- 六| 同 上
- 六の二| 同 上
- 七| 同 上
- 八| 同 上
- 九| 同 上
- 十| 同 上

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 同 上

- 一及び二 同 上
- 三 当該貨物（前条第六号から第八号までに掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間
- 2 前項の書面を提出する場合において、当該貨物が前条第六号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるときはその旨を記載した農林水産大臣の証明書を当該書面に添付しなければならない。
- 3 同 上

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第六号、第六号の二、第九号及び第十号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸

入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一～四 (省略)

五 当該貨物(第五十七条第七号から第十号までに掲げるものを除く。)から製造した製品の品名及び数量(同条第十一号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量)

入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一～四 同上

五 当該貨物(第五十七条第六号、第六号の二から第八号までに掲げるものを除く。)から製造した製品の品名及び数量(同条第九号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量)

改 正 案

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百二条第一項第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十一年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2  
（省 略）

現 行

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知とする。）に係る数量として、同法第二百二条第一項第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2  
同 上

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省略)

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二〇号の一、第八二一三・〇〇号及び第八二一五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十二年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品(うなぎのもの及び節類以外のものに限る。)、同表第一六〇五・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの(あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第六九一二・〇〇号に掲げる物品及び同表第九四〇四・九〇号に掲げる物品であつて、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの

3 三及び四 (省略)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同上

一 別表第一の第五二号に掲げる国を原産地とする関税率表第二九〇五・三一号に掲げる物品並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品(うなぎのもの及び節類以外のものに限る。)、第一六〇五・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの(あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。)、第六九一二・〇〇号に掲げる物品及び第九四〇四・九〇号に掲げる物品であつて、平成二十一年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二〇号の一、第八二一三・〇〇号及び第八二一五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十二年三月三十一日までに輸入されるもの

3 三及び四 同上

(原産地の証明)

第二十七条 法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする物品（以下「特惠受益国原産品」という。）について、同項又は同条第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特惠受益国原産品であることを証明した書類（以下「原産地証明書」という。）を税関長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

一及び二 (省略)

三 特例申告貨物である物品（特惠受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの及び前二号に該当するものを除く。）

2と5 (省略)

(原産地証明書の有効期間)

第二十九条 原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示）の日において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第一（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一～五	(省略)

(原産地の証明)

第二十七条 同上

一及び二 同上

三 特例申告貨物である物品（前二号に該当するものを除く。）

2と5 同上

(原産地証明書の有効期間)

第二十九条 原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告（関税法第七十六条第三項の規定による通知を含む。）の日において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第一（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一～五	同上

一五五	～	五三	五二
	(省略)		削除

一五五	～	五三	五二
	同上		サウジアラビア



○ 関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第二条関係）			
地域	(省略)	地域	同上
国名	アルジェリア エチオピア サントメ・プリンシペ スーダン セーシェル ソマリア リビア リベリア	国名	同上 同上 同上 同上 同上 同上 カボヴェルデ 同上 同上

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当
一〇	同上	同上	同上
〇四〇一・	同上	同上	同上
二〇	同上	同上	同上
〇四〇一・	同上	同上	同上
三〇	同上	同上	同上
〇四〇三・	同上	同上	同上
一〇	同上	同上	同上
〇四〇三・	同上	同上	同上
九〇	同上	同上	同上
〇四〇四・	同上	同上	同上
九〇	同上	同上	同上
一八〇六・	同上	同上	同上
二〇	同上	同上	同上
一八〇六・	同上	同上	同上
九〇	同上	同上	同上
一九〇一・	同上	同上	同上
一〇	同上	同上	同上
一九〇一・	同上	同上	同上
二〇	同上	同上	同上

一九〇一・九〇	品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）	一九〇一・九〇	該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
二一〇一・二二〇一	、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）	二一〇一・二二〇一	
二一〇六・二二〇六		二一〇六・二二〇六	
二一〇六・九〇		二一〇六・九〇	
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	〇四〇二・一〇	
〇四〇二・二一		〇四〇二・二一	
〇四〇二・四〇		〇四〇二・四〇	
平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで		平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	
七四、九七三トシ		七四、九七三トシ	
一九〇一・九〇		一九〇一・九〇	
二一〇一・二二〇一		二一〇一・二二〇一	
二一〇六・二二〇六		二一〇六・二二〇六	
二一〇六・九〇		二一〇六・九〇	
同上		同上	
平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで		平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	
同上		同上	

二九	のうち学校等給食用のもの以外のもの	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	無機質を濃縮したホエイ	〇四〇四・ 一〇	平成二十一年 四月一日か ら平成二十二年 三月三十一 日まで	平成二十一年 四月一日か ら平成二十二年 三月三十一 日まで	四五、〇〇 〇トン	一四、〇〇 〇トン	平成二十一年 四月一日か ら平成二十二年 三月三十一 日まで	平成二十一年 四月一日か ら平成二十二年 三月三十一 日まで	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十一年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも
二九	同上	同上	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	〇四〇二・ 九一	同上	同上	〇四〇四・ 一〇	平成二十〇年 四月一日か ら平成二十一年 三月三十一 日まで	平成二十〇年 四月一日か ら平成二十一年 三月三十一 日まで	同上	同上	平成二十〇年 四月一日か ら平成二十一年 三月三十一 日まで	平成二十〇年 四月一日か ら平成二十一年 三月三十一 日まで	同上

〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	の ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 の製造に使用するもの	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターそ 他の油脂	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	五八一トン
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	六〇、三〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三九 〇七一三・ 五〇 〇七一三・	乾燥した豆（さやを除い たものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	平成二一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	同上	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	同上
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	同上	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	同上
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	同上	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	六六、七〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三九 〇七一三・ 五〇 〇七一三・	同上	平成二〇年 一〇月一日 から平成二 一年三月三 一日まで	八一、一〇 〇トン

九〇	九〇 一〇〇五・	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 、〇〇〇ト ン
		とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところににより飼料用に供するもの	平成二十一年 四月一日か ら平成二十二年三月三十一日まで	三四八、九 〇〇トン
		とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	四二、〇〇 〇トン
		とうもろこしのうちその他のも	平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	七三、〇〇 〇トン
	一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	三〇二、八 〇〇トン
一一〇八・ 一二		でん粉(小麦でん粉を除く。)及びイヌリン並び	平成二十一年 四月一日か	七八、五〇 〇トン

九〇	九〇 一〇〇五・	同上	平成二十一年 一月一日 から平成二 一年三月三 十一日まで	二、一三八 、三〇〇ト ン
		同上	平成二十一年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	三二三、八 〇〇トン
		同上	平成二十二年 一月一日 から平成二 二年三月三 十一日まで	三八、二〇 〇トン
		同上	平成二十二年 一月一日 から平成二 二年三月三 十一日まで	八三、四〇 〇トン
	一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	同上	平成二十二年 一月一日 から平成二 二年三月三 十一日まで	二四一、〇 〇〇トン
一一〇八・ 一二		同上	平成二十二年 一月一日	七九、三〇 〇トン

<p>一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>に穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の)以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)</p>	<p>ら同年九月 三〇日まで</p>	<p>七五、〇〇 〇トン(む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの 一トンは、 殻を除いた もの〇・七 五トンに換 算するもの とする。)</p>
<p>一一〇二・ 一〇 一一〇二・ 二〇</p>	<p>落花生(いつてないもの その他の加熱による調理 をしてないものに限るも のとし、殻を除いてある かないか又は割つてある かないかを問わない。)</p>	<p>平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで</p>	<p>同上</p>
<p>一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>同上</p>	<p>から平成二 一年三月三 一日まで</p>	<p>同上</p>
<p>一一〇二・ 一〇 一一〇二・ 二〇</p>	<p>同上</p>	<p>平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>	<p>同上</p>

一二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）
一七〇三・ 一〇 一七〇三・ 九〇	糖みつ（砂糖の抽出又は 精製の際に生ずるものに 限る。）のうちアルコー ルの製造用のもの	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	一〇、〇〇 〇トン
一八〇六・ 二〇	ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は 直接包装にしたものに限	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	一五、六〇 〇トン
一二二・ 九九	同上	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	同上
一七〇三・ 一〇 一七〇三・ 九〇	同上	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	同上
一八〇六・ 二〇	同上	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一七、二〇 〇トン



				二〇〇二・九〇					るものとし、砂糖を加えたものを除く。)のうち、チョコレート製造用のもの
				二〇〇八・二〇					パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。)
				二一〇六・九〇					調製食用脂(関税率表第九〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限り。以下この項において同じ。)のうちニュージーランドを原産地とするもの
	調製食用脂のうちその他のもの		平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	三六、九〇〇トン	七、四二七トン		
				二〇〇二・九〇					
				二〇〇八・二〇					
	同上		平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	平成二一年三月三十一日まで	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	三八、二〇〇トン	同上		
				二一〇六・九〇					
				二〇〇八・二〇					
	同上		平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	平成二一年三月三十一日まで	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	四六、五〇〇トン	同上		

四一〇一・ 二〇	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生	日まで	平成二一年 四月一日か	二一四、〇 〇〇平方メ ートル
四一〇一・ 五〇	鮮のもの及び塩蔵、乾燥	平成二一年 三月三十一 日まで	平成二一年 三月三十一 日まで	
四一〇一・ 四一〇一・ 九〇	、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理を			
四一〇四・ 一一	したもので、なめし、パ			
四一〇四・ 一一	ーチメント仕上げ又はこ			
四一〇四・ 一九	れら以上の加工をしてな			
四一〇四・ 一一	いものに限るものとし、			
四一〇四・ 四一	脱毛してあるかないか又			
四一〇四・ 四一	はスプリットしてあるか			
四一〇四・ 四九	ないかを問わない。）の			
四一〇七・ 一一	うち、クロムなめしのも			
四一〇七・ 一一	の（なめし過程（前なめ			
四一〇七・ 一一	しを含む。）中のもの			
四一〇七・ 一一	うちなめしを終えてない			
四一〇七・ 一一	もの）及びなめし過程に			
四一〇七・ 一九	ないもの以外のもの、牛			
四一〇七・ 九一	又は馬類の動物のなめし			
四一〇七・ 九一	た皮（なめしたものと及び			
四一〇七・ 九二	クラストにしたもので、			
四一〇七・ 九二	これらを超える加工をし			
四一〇七・ 九九	ておらず、毛が付いてい			
四一〇七・ 九九	ないものに限るものとし			
四一〇七・ 九九	、スプリットしてあるか			
四一〇七・ 九九	ないかを問わない。以下			
四一〇一・ 二〇	同上	日まで	平成二〇年 四月一日か	同上
四一〇一・ 五〇	同上	平成二〇年 三月三十一 日まで	平成二〇年 三月三十一 日まで	同上
四一〇一・ 四一〇一・ 九〇	同上			
四一〇四・ 一一	同上			
四一〇四・ 一一	同上			
四一〇四・ 四一	同上			
四一〇四・ 四一	同上			
四一〇四・ 四九	同上			
四一〇七・ 一一	同上			
四一〇七・ 一一	同上			
四一〇七・ 一一	同上			
四一〇七・ 一一	同上			
四一〇七・ 一九	同上			
四一〇七・ 九一	同上			
四一〇七・ 九一	同上			
四一〇七・ 九二	同上			
四一〇七・ 九二	同上			
四一〇七・ 九九	同上			
四一〇七・ 九九	同上			

<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二 四一一二・</p>		<p>羊及びやぎのなめした皮 (なめしたものと及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお らず、毛が付いていない</p>	<p>この項において同じ。)の のうち、染色したものと 以外のもの(クロムなめ しものを除く。)及び 牛又は馬類の動物の革(な めした又はクラストに した後これらを超える加 工をしたもの(パーチメ ント仕上げをしたものを 除く。)で、毛が付いて いないものに限るものと し、スプリットしてある かないかを問わず、関税 率表第四一・一四項の革 を除く。以下この項にお いて同じ。)のうち、染 着色し又は模様付けした もの以外のもの</p>	<p>平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで</p>	<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	<p>一、四六六 、〇〇〇平 方メートル</p>
<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二 四一一二・</p>		<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>〇〇 四一・一三・ 一〇</p>	<p>五〇〇一・ 〇〇 五〇〇二・ 〇〇</p>	<p>ものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの(パーチメント仕上げをしたものを除く。))で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。)のうち、染色し又は模様付けしたものは</p>	<p>平成二十二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで</p>	<p>一、五四八 トン(生糸 換算数量と し、繭一ト ンは、生糸 〇・四トン に換算する ものとする 。)</p>
<p>〇〇 四一・一三・ 一〇</p>	<p>五〇〇一・ 〇〇 五〇〇二・ 〇〇</p>	<p>同 上</p>	<p>関税率法 等の一部を 改正する法 律(平成二 十年法律第 五号)附則 第一条第三 号に定める 日から平成 二一年三月 三一日まで</p>	<p>一、八六〇 トン(生糸 換算数量と し、繭一ト ンは、生糸 〇・四トン に換算する ものとする 。を三百 六十五で除 して得た数 量に關稅定</p>

六四〇三・ 二〇 六四〇三・ 四〇 六四〇三・ 五一 六四〇三・ 五九 六四〇三・	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	一、二、〇一 九、〇〇〇 足	六四〇三・ 二〇 六四〇三・ 四〇 六四〇三・ 五一 六四〇三・ 五九 六四〇三・	同上	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	同上 数量） 入して得た れを四捨五 ときは、こ 端数がある トン未満の た数量（一 を乗じて得 までの日数 三月三十一 平成二一年 める日から 第三号に定 附則第一条 律第五号） 成二十年法 る法律（平 部を改正す 率法等の一
-------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	----------------------	-------------------------------------------------------------------	----	-----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>九一 六四〇三・ 九九 六四〇四・ 一九 六四〇四・ 二〇 六四〇五・ 一〇 六四〇五・ 九〇</p>	<p>技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに 限る。）</p>
<p>九一 六四〇三・ 九九 六四〇四・ 一九 六四〇四・ 二〇 六四〇五・ 一〇 六四〇五・ 九〇</p>	

改 正 案

現 行

<p>（調査の開始の通知等）</p> <p>第五条 財務大臣は、法第七条第六項、第十四項、第十九項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）又は第二十四項の調査（第十一条、第十三条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第十五条を除き、以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第七条第五項、第十三項、第十八項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）又は第二十三項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらの者以外の者であつて財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。</p> <p>一～八 （省 略）</p> <p>2 及び 3 （省 略）</p> <p>（証拠の提出等）</p> <p>第七条 （省 略）</p> <p>2 及び 3 （省 略）</p>	<p>（調査の開始の通知等）</p> <p>第五条 財務大臣は、法第七条第六項、第十四項、第十九項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）又は第二十四項の調査（第十一条、第十三条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第十五条を除き、以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第七条第五項、第十三項、第十八項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）又は第二十三項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。</p> <p>一～八 同 上</p> <p>2 及び 3 同 上</p> <p>（証拠の提出等）</p> <p>第七条 同 上</p> <p>2 及び 3 同 上</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 | 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十条の二の決定（当該証拠又は証言を求めるときに提出されたものを除く。）及び第十二条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければならぬ。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

5 | (省 略)

(証拠等の閲覧)

第八条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第五条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第二条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第四条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。）又は第四条第六項、第七項若しくは第九項後段（これらの規定を前条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面（次項において「証拠等」という。）を利害関係者に対して閲覧させなければならない。

2 | (省 略)

(仮の決定の通知等)

第十条の二 財務大臣は、法第七条第六項の調査が開始された場合において、同条第九項又は第十項に規定する補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等

4 | 同上

(証拠等の閲覧)

第八条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第五条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第二条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第四条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。）又は第四条第六項、第七項若しくは第九項後段（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面（次項において「証拠等」という。）を利害関係者に対して閲覧させなければならない。

2 | 同上



の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示するものとする。

○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（調査の開始の通知等）

（調査の開始の通知等）

第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査（第十四条、第十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらの者以外の者であつて財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査（第十四条、第十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一〇六（省 略）

一〇六 同 上

七 第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

七 第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

八 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

(証拠の提出等)

第十条 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

4 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十三条の二の決定(当該証拠又は証言を求め前に行われたものを除く。)及び第十五条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければならぬ。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

5 (省 略)

(証拠等の閲覧)

第十一条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第四条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第七条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、第十条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)又は第七条第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を第十条第五項及び前条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。)を利害関係者に対

八 同上

2 及び 3 同上

(証拠の提出等)

第十条 同上

2 及び 3 同上

4 同上

(証拠等の閲覧)

第十一条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第四条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第七条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、第十条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)又は第七条第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を第十条第四項及び前条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。)を利害関係者に対

2 して閲覧させなければならない。  
(省略)

(意見の表明)

第十二条の二 調査が開始された場合において、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、当該調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者又は当該貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

(仮の決定の通知等)

第十三条の二 財務大臣は、法第八条第五項の調査が開始された場合において、同条第八項又は第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、官報で告示するものとする。

2 して閲覧させなければならない。  
同上

○ 緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（仮の決定の告示）</p> <p>第九条の二 財務大臣は、法第九条第六項の調査が開始された場合において、同条第八項に規定する特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することについての決定がされたときは、その旨及び当該決定の基礎となった事実を官報で告示するものとする。</p>	

改 正 案

現 行

（自由貿易地域又は特別自由貿易地域内における事業の認定を受けることができる者の要件等）

第十六条（省 略）

2 法第四十三条第一項（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第八号まで（同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）

二 法第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第四十三条第一号から第七号までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると

（自由貿易地域又は特別自由貿易地域内における事業の認定を受けることができる者の要件等）

第十六条 同 上

2 同 上

- 一 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第五号まで（同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）

二 法第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第四十三条第一号から第四号までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると

認められるもの

(認定の取消しの事由)

第二十条 法第四十三条第三項の政令で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当することとする。

一 (省 略)

二 一号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第八号まで (同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。) のいずれかに該当することとなったとき。

三 二号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められなくなったとき。

認められるもの

(認定の取消しの事由)

第二十条 同 上

一 同 上

二 一号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第五号まで (同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。) のいずれかに該当することとなったとき。

三 二号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第四号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められなくなったとき。